

四	三	二	一	行	平	省	○
發	用	振	の	法	發	号	財
行	等	替	条	律	行	名	務
方	法	項	及	の	称	成	債
法	の	び	根	及	二	件	省
	適	そ	拠	び	十	三	告
				記	八	十	示
					次	年	第
					年	十	第

六  
イ  
發

入価 札行競争額  
札格第参市及入価  
發競發競Ⅱ加場  
行争額行争非者特國

う円額  
ち面  
、金  
額  
特別  
で二  
会計  
に  
関す  
る法  
律第  
百五  
七十  
七億

ハロイ  
方募

入価法入  
札格決  
發競定  
行争の

込募各割各当も各  
み限国り申ての申  
の度債當込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るのその  
額範特。応のう  
を囲別募応  
割内参額募応  
りに加を額募  
当お者案を価  
ていご分順格  
るてとに次の  
。各のよ割高  
申応りりい

争市る参てしひ価ーを場  
入場も加、た価格国定特  
札特の者財後格競債め別  
発別にご務に競争市る參  
行參よと大行競入札特の者  
「加るに臣わされ札發別にご  
と者發応がれ札發別にご  
い・行募各の行參よと  
う第へ限國募の「加るに  
。」II以度債入札と者發応  
非下額市札の「行募  
価ーを場で決。」第へ限  
格國定特あ定。」I以度  
競債め別つを及非下額

七

# 八 口 イ 払

非者特国札非入価込行争非者特国行争非者特国  
価・別債発競札格入価・別債入価・別債  
格第参市行争発競金札格第参市札格第参市  
競I加場入行争額発競II加場発競I加場  
札非發競行争入

二兆九百九十三億三千八百十  
五万円  
十一億八千五百八万八千五百円  
二千三百六十一億三百七十五万

特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 七 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し て 、 額 面 金 額 で た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 三 千 五 百 八 十 七 億 円

十 十 三 二	口 イ 一	發	九 八	二
経利入価・別債行争非者特国札非入価發	替	低行争非者特国行争		
過札格第参市及入価・別債發競札格行行	額	入価・別債入		
利發競II加場び札格第参市行争發競価	単	札格第参市札		
子率行争非者特国發競I加場、入行争格日	位	金發競II加場發		
募年	五額四額	平す額の振	五	五三
入〇	錢面錢面	成るの記替	万	万千
決・	金以金	二。整載法	円	円六
定一	額上額	十数又の		百
のパ	百の百	十八倍は規		四
通一	円そ円	年の記定		十二
知セ	にれに	金録に		億
をン	つぞつ	額はよ		五
受ト	きれき	に、る		千九
受け	百の百	よ最振		百八
た者	一応一	る低替		十
は、	円募円	も額口		
	五価五	の面座		
	十格十	と金簿		

二 十 十 十  
十 九 八 七 六

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		參	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成三十八年九月二十日額面金額百円につき百円日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十八年十一月十日

額面金額 ×  $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

額面金額の総額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{51}{365}$

平成二十九年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出しえる。ただし、支払ったるときと同じおう（以て規定する期日及び第十六号に同じ。）

の  
払  
込  
み